

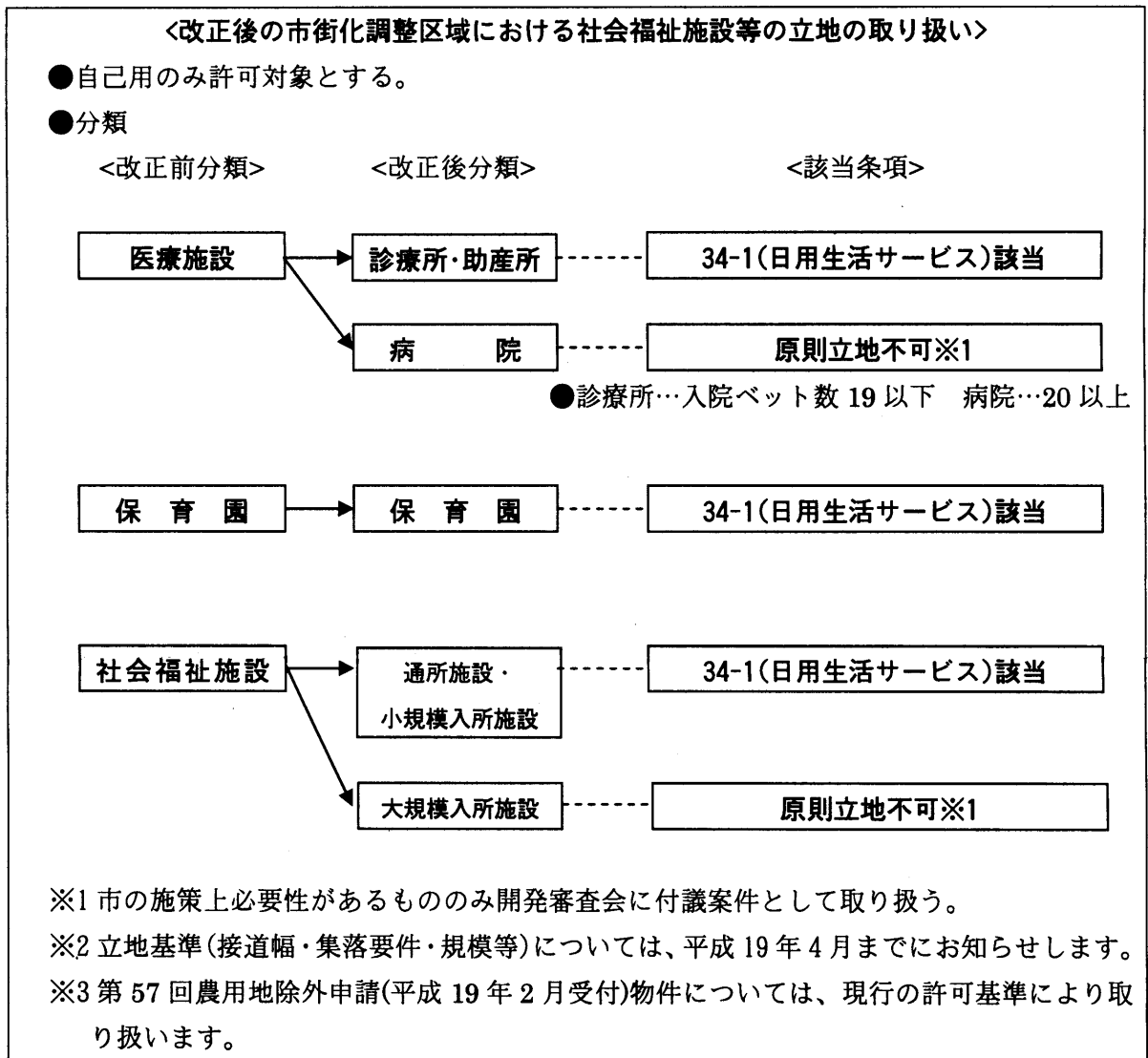
**別紙**

**まちづくり三法改正にともなう開発許可制度の改正点**

■改正予定 平成 19 年 11 月

**1. 現在、開発許可不要である社会福祉施設、医療施設、学校教育法による学校が開発許可対象となる。(都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号)**

- 都市計画区域外、市街化区域の場合… 一定規模の開発行為の場合、開発許可(法第 29 条第 1 項)が必要となる。
- 市街化調整区域の場合…………… 立地規制の対象となる。また一定規模の開発行為の場合、開発許可が必要となる。



**2. 大規模開発が廃止される。(法第 34 条第 10 号イ)**

20ha 以上の規模の開発行為であれば、市街化調整区域の許可対象となっていたものが廃止される。